

新地方公会計制度研究会（第1回）

【開催日時等】

開催日時：平成18年4月5日（水）17：00～18：50

場所：総務省7階省議室

出席者：跡田座長、桜内委員、森田委員、和田委員
瀧野自治財政局長、岡本大臣官房審議官、平嶋地方債課長、
丹下公営企業課長、青木財務調査課長 他

【議題】

- (1) 研究会設置要綱について
- (2) 地方の公会計整備の取組みについて
- (3) 今後の進め方・検討項目について
- (4) その他

【配布資料】

- 資料1 新地方公会計制度研究会設置要綱（案）
資料2 地方の公会計整備の取組みについて
資料2 - 2 行政改革の重要方針（抄）等
資料3 新地方公会計制度研究会の進め方（案）
資料4 桜内委員提出資料

【概要】

事務局から資料1～3の説明

桜内委員から資料4の説明

（資料4の説明のポイント）

- ・ 財務諸表の体系や勘定項目の定義については、経済財政諮問会議の指摘を踏まえ国の省庁別財務書類との平仄を合わせていく考え。
- ・ 純資産の変動計算書を入れている。企業会計でいう「株主資本等変動計算書」に相当し、国の省庁別財務諸表の「資産負債差額増減計算書」もある。
- ・ 予算・決算の個々の項目と純資産の変動を結びつけて、世代間の負担の変動額や予算項目別のプライマリー・バランスのシミュレーションも容易になるようにしている。
- ・ 情報公開から一歩進めて財政運営にどう役立てていくかということが重要。
- ・ 資産の測定（評価）は原則公正価値によるとしており、世界的な基準の流れに沿っていると考える。
- ・ 資料の中では、純資産の中の細分類（財源及び資産形成充当財源）をまとめた住民持分という区分を提示しているが、まだペンディングの部分であり、今後の議論に委ねたい。
- ・ 自治体の規模を三つ程度に分類し、どの範囲までの連結を要するかどうか、会

計ビッグバンの会計基準適用及び経過措置をどうするかなどについて差異を設けるべきと考える。

(以下主な意見)

- ・ 「基準」という扱いになるとすぐに公表することは難しいかもしれない。基準設定は議論されても、なかなか意見が一致しない。
- ・ 公会計の取組について、国に比べて地方の方が遅れているとは思わない。首長が熱心な自治体は、財務諸表の活用・創意工夫という面で国より進んでいる。
- ・ 資産評価については取得価格からスタートしている現行の総務省方式にも意義があるので、それを活かした上で取得価格から再調達価格に変動した部分を入れられないか。
- ・ 資産の評価を取得価格と時価の両方を測定・把握して管理していくことが現実に来るのか。
- ・ 各自治体の公有財産台帳の整備状況からすると、国に準拠した資産評価を行うためには相当期間がかかる。それまでの間は、現在の総務省方式をバージョンアップして、説明方法も工夫し、小規模団体も対応できるもの考えるべき。
- ・ 財務諸表で住民に対して何を説明したいのか、それをどこまで改善できるのかが重要なので、各自治体からのヒアリングでは、その点を中心に聞きたい。
- ・ 資産評価の問題は、逆に取得原価の方が作りにくいという報告もあったが、いずれにしても取得価格と再取得価格の評価がどのくらい大変か自治体からのヒアリングで聞いていきたい。
- ・ 本研究会のアウトプットのイメージは、大枠の論点整理をしたものとしたい。
- ・ 純資産の変動計算書を作成すれば、将来世代の負担をグロス表示をしたところが特徴である。なお、作成に当たって、追加的な労力はいらないと考えている。
- ・ 資産評価について国の財務書類以上にハードルを高くする必要はなく、むしろ定義を国に合わせ、現行の国有財産台帳レベルにすればよい。
- ・ 自治体の実務に受け入れられるかどうかを考えると、団体の規模別の区分は必要ではないか。
- ・ 財務諸表を現場の予算審議、政策論争にどう活かせるかが課題である。
- ・ 他団体との比較の説明をうまくやっている団体もあり、事業の企画にも有用であるとの意見もある。
- ・ 現在の総務省方式は、他団体との比較、経年比較が容易というメリットがある。
- ・ 現在の国・地方の財務諸表は法的根拠なく予算の裏付けもないが、それでは中小規模団体への浸透は困難なので、法制化も一つの議論。

以 上